

V 視 覚 事 業



V 視覚事業

幼児・児童等の「視覚障害の早期発見・早期指導」を主目的とするこの事業は、茨城県より乳幼児視聴覚療育支援事業の委託を受け、幼児（幼稚園、認定こども園、保育所等）、児童（小学1年生）及び聾学校を視覚検診車で巡回し、一次スクリーニング検診を行った。

また、当センター施設（視覚センター）においては、一次スクリーニング検診後の二次検査を含めた屈折異常、弱視、斜視等の精密検査及び指導を行った。

令和元年度の受診者延べ総数は13,513人（視覚移動検診11,696人、視覚精密検査1,817人）であった。

1 概要

(1) 視覚検診車による視覚移動検診

① 検査内容

- ・視力検査（裸眼視力・矯正視力・眼鏡チェック）
 - * 矯正視力検査は小学1年生以上
- ・眼位検査（眼球運動検査を含む）

② 搭載機器

- ・単一視力検査装置
- ・並列視力検査装置
- ・検眼レンズ
- ・オートレフケラトメーター
- ・レンズメーター

(2) 視覚センターにおける視覚精密検査

① 検査内容

- ・眼科的精密検査
- ・小児眼科的指導（屈折異常・眼位異常の視能矯正）
- ・一般眼鏡装用指導

(3) 年度別事業実績の推移

(人)

年度	区分	視覚移動検診	視覚精密検査	計
平成21		12,077	1,730	13,807
22		12,197	1,755	13,952
23		※ 11,880	1,836	13,716
24		11,532	1,849	13,381
25		12,340	1,851	14,191
26		※ 12,502	1,805	14,307
27		※ 12,170	1,690	13,860
28		※ 12,213	1,683	13,896
29		※ 11,894	1,807	13,701
30		※ 11,949	1,873	13,822
令和元		11,696	1,817	13,513

※ P R 検診が含まれる。

2 事業実績の内容

区分	視覚移動検診	視覚精密検査	計
稼働日数(日)	153	102	※ 255
受診者数(人)	11,696	1,817	13,513

※ 稼働日数については延べ日数を示す。

3 事業状況

(1) 視覚移動検診市町村別検診状況

区 分	幼 児	児 童	聾 学 校	合 計
施 設 数	95	138	2	235
受 診 者 数 (人)	4,908	6,750	38	11,696

市 町 村 名	区 分	施設数	受診者数(人)	市 町 村 名	区 分	施設数	受診者数(人)
水 戸 市	幼 児	13	820	常 陸 大 宮 市	幼 児	1	46
	児 童	33	2,085		児 童	11	254
	聾 学 校	1	14	つ く ば 市	幼 児	3	232
ひ たち な か 市	幼 児	7	1,069	稲 敷 市	幼 児	10	219
神 栖 市	児 童	14	824	潮 来 市	児 童	6	213
つ く ば み ら い 市	幼 児	1	72	大 子 町	幼 児	6	198
	児 童	12	624		城 里 町	幼 児	1
牛 久 市	幼 児	23	691	児 童		5	111
笠 間 市	幼 児	2	55	桜 川 市	幼 児	4	172
	児 童	11	556	結 城 市	幼 児	2	116
那 珂 市	幼 児	2	154	石 岡 市	幼 児	2	115
	児 童	9	428	大 洗 町	児 童	2	113
茨 城 町	幼 児	5	338	常 陸 太 田 市	幼 児	1	75
	児 童	4	210	行 方 市	幼 児	1	59
鹿 嶋 市	児 童	12	528	北 茨 城 市	幼 児	1	39
坂 東 市	児 童	13	412	河 内 町	幼 児	3	27
東 海 村	児 童	6	392	阿 見 町	聾 学 校	1	24
筑 西 市	幼 児	7	334				

(2) 視覚精密検査市町村別受診状況（初来者）

(人)

市 町 村 名	受診者数	市 町 村 名	受診者数
水 戸 市	63	行 方 市	3
ひ たち な か 市	46	稲 敷 市	2
東 海 村	23	鹿 嶋 市	2
日 立 市	22	神 栖 市	2
常 陸 大 宮 市	14	つくばみらい市	2
那 珂 市	13	鉾 田 市	2
笠 間 市	10	潮 来 市	1
茨 城 町	10	下 妻 市	1
大 洗 町	9	常 陸 太 田 市	1
筑 西 市	7	土 浦 市	1
北 茨 城 市	5	大 子 町	1
結 城 市	5		
桜 川 市	3	計	248

(3) 視覚事業県内利用分布図



4 視覚移動検診の結果

(1) 市町村別検診結果

① 幼児

市町村名	年齢 (歳)	施設数	受診者数 (人)	視力 ^{**2}		眼位 ^{**3}		その他の眼疾患	
				要精検者(人)	比率(%)	要精検者(人)	比率(%)	要精検者(人)	比率(%)
ひたちなか市	3	7	386	45	11.7	7	1.8		
	4	7	433	28	6.5	11	2.5	1	0.2
	5	6	250	11	4.4	7	2.8		
水戸市	3	11	307	28	9.1	4	1.3	1	0.3
	4	13	311	37	11.9	9	2.9		
	5	9	202	24	11.9	6	3.0	2	1.0
牛久市	4	23	691	79	11.4	17	2.5	2	0.3
筑西市	3	7	160	24	15.0	1	0.6	2	1.3
	4	7	126	14	11.1	3	2.4		
	5	3	48	5	10.4	2	4.2		
茨城町	3	4	99	15	15.2	2	2.0		
	4	5	117	11	9.4	2	1.7	1	0.9
	5	5	122	11	9.0	4	3.3		
つくば市	3	2	59	7	11.9			1	1.7
	4	3	122	12	9.8	4	3.3		
	5	2	51	2	3.9	3	5.9		
稲敷市	4	10	219	24	11.0	2	0.9		
大子町	3	5	73	10	13.7	2	2.7		
	4	6	61	6	9.8	1	1.6		
	5	6	64	4	6.3			1	1.6
桜川市	4	3	87	11	12.6				
	5	4	85	15	17.6	3	3.5		
那珂市	3	2	52	7	13.5	1	1.9		
	4	2	52	8	15.4	3	5.8		
	5	2	50	4	8.0	4	8.0		
結城市	3	2	60	10	16.7	2	3.3		
	4	2	56	4	7.1				
石岡市	3	2	38	2	5.3				
	4	2	39	7	17.9	1	2.6		
	5	2	38	3	7.9				
城里町	3	1	24	1	4.2				
	4	1	27	5	18.5				
	5	1	26						
常陸太田市	3	1	22	4	18.2			1	4.5
	4	1	27	7	25.9	1	3.7		
	5	1	26	1	3.8			1	3.8
つくばみらい市	3	1	20	5	25.0	1	5.0		
	4	1	25	6	24.0	1	4.0		
	5	1	27			2	7.4		
行方市	3	1	13						
	4	1	26	1	3.8				
	5	1	20	2	10.0	1	5.0		
笠間市	3	1	17	1	5.9				
	4	2	38	4	10.5				
常陸大宮市	3	1	14	3	21.4	2	14.3		
	4	1	17						
	5	1	15						
北茨城市	3	1	17	7	41.2				
	4	1	22	1	4.5				
河内町	3	3	25	3	12.0				
	4	1	1						
	5	1	1						
計		^{**1} 189	4,908	519	10.6	109	2.2	13	0.3

(年齢は平成31年4月1日現在の年齢である。)

② 児 童

市町村名	学年	施設数	受診者数 (人)	視 力 ^{*2}		眼 位 ^{*3}		その他の眼疾患	
				要精検者(人)	比率(%)	要精検者(人)	比率(%)	要精検者(人)	比率(%)
水 戸 市	1	33	2,085	279	13.4	46	2.2	8	0.4
神 栖 市	1	14	824	100	12.1	18	2.2	2	0.2
つくばみらい市	1	12	624	67	10.7	13	2.1		
笠 間 市	1	11	556	58	10.4	15	2.7	1	0.2
鹿 嶋 市	1	12	528	79	15.0	14	2.7	3	0.6
那 珂 市	1	9	428	38	8.9	6	1.4	2	0.5
坂 東 市	1	13	412	59	14.3	19	4.6	1	0.2
東 海 村	1	6	392	50	12.8	12	3.1		
常 陸 大 宮 市	1	11	254	36	14.2	1	0.4		
潮 来 市	1	6	213	26	12.2	8	3.8		
茨 城 町	1	4	210	19	9.0	4	1.9		
大 洗 町	1	2	113	19	16.8	2	1.8		
城 里 町	1	5	111	10	9.0	2	1.8		
計		138	6,750	840	12.4	160	2.4	17	0.3

③ 聾 学 校

学 校 名	施設数	受診者数 (人)	視 力 ^{*2}		眼 位 ^{*3}		その他の眼疾患	
			要精検者(人)	比率(%)	要精検者(人)	比率(%)	要精検者(人)	比率(%)
霞ヶ浦聾学校	1	24	6	25.0	4	16.7		
水戸聾学校	1	14	3	21.4				
計	2	38	9	23.7	4	10.5	0	0

(水戸聾学校は幼稚部のみ、霞ヶ浦聾学校は、幼稚部から中等部まで実施した。)

※1 同一施設で複数の年齢を検診している箇所があり、延べ施設数を表示している。実際の施設数は95である。

※2 視力の判定基準

・幼児の場合

裸眼視力・所持眼鏡等装用時視力が0.7未満の者及び他覚的屈折検査で異常を認めた者を「要精密検査者」とした。

・小学生以上の場合

裸眼視力・所持眼鏡等装用時視力が1.0未満の者及び他覚的屈折検査で異常を認めた者を「要精密検査者」とした。

※3 眼位の要精検者には「眼球運動障害などの疑い」も含まれる。

(2) 年齢(学年)別検診結果

区 分	受診者数 (人)	視 力		眼 位		その他の眼疾患	
		要精検者数(人)	比率(%)	要精検者数(人)	比率(%)	要精検者数(人)	比率(%)
3 歳 児	1,386	172	12.4	22	1.6	5	0.4
4 歳 児	2,497	265	10.6	55	2.2	4	0.2
5 歳 児	1,025	82	8.0	32	3.1	4	0.4
小学1年生	6,750	840	12.4	160	2.4	17	0.3
計	11,658	1,359	11.7	269	2.3	30	0.3

(聾学校は、統計対象から除いた。)

(3) 裸眼視力内訳

スクリーニング検診の結果、裸眼視力を幼児は5段階に、児童は8段階に分け、表①②に示した。

区分中の「検査不能」は、発達障害等のため、裸眼視力の測定ができなかったものである。

① 幼児

裸眼視力区分	年 齢			計(眼)	比 率(%)
	3歳児(眼)	4歳児(眼)	5歳児(眼)		
A	1,388	3,149	1,537	6,074	61.9
B	1,098	1,401	334	2,833	28.9
C	204	363	157	724	7.4
D	38	55	20	113	1.1
検査不能	44	26	2	72	0.7
計	2,772	4,994	2,050	9,816	100.0

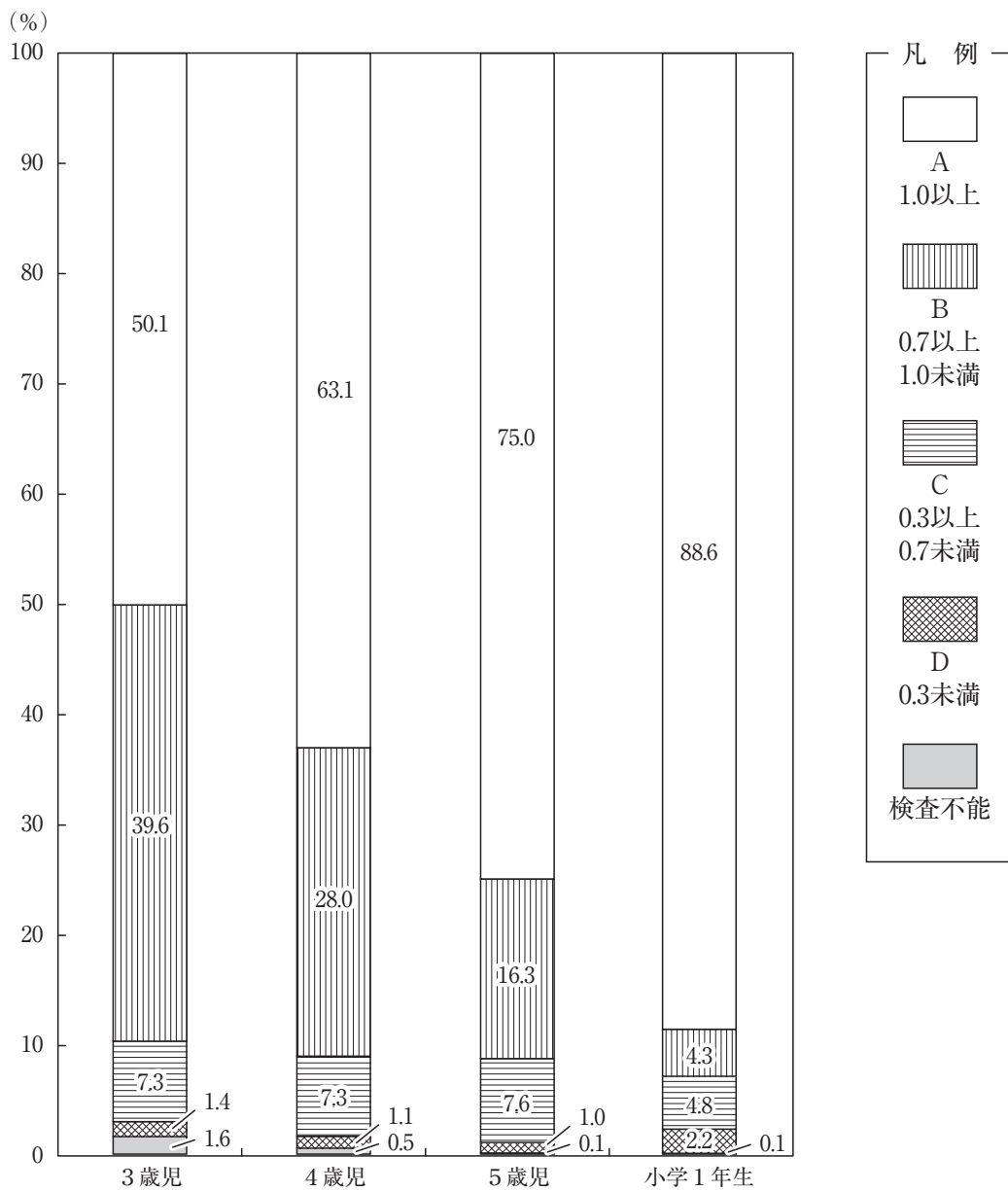
【裸眼視力区分内訳】

A	1.0以上
B	0.7以上 1.0未満
C	0.3以上 0.7未満
D	0.3未満

② 児童

裸眼視力区分	小学1年生(眼)	比 率(%)
1.0以上	11,964	88.62
0.7以上～1.0未満	578	4.28
0.3以上～0.7未満	648	4.80
0.1以上～0.3未満	261	1.93
0.04以上～0.1未満	32	0.24
0.02以上～0.04未満	5	0.04
0.02未満	2	0.01
検査不能	10	0.08
計	13,500	100.00

③ 年齢（学年）別裸眼視力分布



(4) その他の眼疾患（疑い）内訳

(人)

疾患名	区分	幼 児	児 童	計
眼 球 振 盪		7	9	16
睫 毛 内 反		5	5	10
瞳 孔 膜 遺 残		1	1	2
眼 瞼 下 垂			1	1
計		13	16	29

5 視覚精密検査の結果

(1) 受診経路（初来者）

受診経路の内訳では、「集団検診」による受診の割合が高い。

受診経路	受診者数(人)	比率(%)
集団検診*	112	45.2
保健所・保健センター	78	31.5
広報紙等	38	15.3
眼科医	12	4.8
他科紹介	3	1.2
部内・他部門	2	0.8
その他	3	1.2
計	248	100.0

※「集団検診」には視覚移動検診・学校健診・就学時健診・幼稚園・保育所等検診が含まれる。

(2) 年齢構成別診断名内訳（初来者）

初来者248名に対し年齢構成別に診断名をみると、下表のとおり屈折異常が最も多く100%を占める。

次いで弱視である。

(人)

診断名	年齢										合計	比率(%)
	0~1	2~3	4~5	6~7	8~9	10~11	12~13	14~15	16~17	18以上		
屈折異常	9	88	78	55	9	6	1			2	248	100.0
弱視	1	44	39	15	1		1				101	40.7
眼位異常※1	7	28	13	15	5	3					71	28.6
睫毛内反		3	3	1							7	2.8
色覚異常		1	2								3	1.2
眼瞼下垂	1	1									2	0.8
その他	1	2		3	1					2	9	3.6

※1 眼位異常には、眼球運動障害も含む。

(3) 年齢構成別屈折種別内訳（初来者）

年齢構成別に屈折種別をみると下表のとおり、低年齢には遠視・遠視性乱視が多い傾向にある。

（眼）

診断名 \ 年齢	0~1	2~3	4~5	6~7	8~9	10~11	12~13	14~15	16~17	18以上	合計	比率(%)
遠視	6	59	33	29	4						131	26.4
遠視性乱視	6	69	75	44	6						200	40.3
近視		5	3	9		6				2	25	5.0
近視性乱視		6	12	14	2	3	2			1	40	8.1
混合乱視	4	23	24	9	2					1	63	12.7
その他*	2	14	9	5	4	3					37	7.5
計	18	176	156	110	18	12	2	0	0	4	496	100.0

※ 「その他」には、正視が含まれる。

(4) 受診後の処置（初来者）

- ・「経過観察」とは、一定期間医学的観察を要すると判断されたものである。
- ・「指示・指導」とは、診断結果に従い医学的な指示・指導を行ったものである。

処置区分	受診者数(人)	比率(%)
経過観察	191	77.0
指示・指導	57	23.0
計	248	100.0

